

介護サービス事業者 自主点検表

令和7年6月版

特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	
施設の名称	
事業所（施設）所在地	〒
電話番号	
法人の名称	
法人代表者（理事長）名	
管理者（施設長）名	
記入者職・氏名	
記入年月日	
運営指導日	

川口市 福祉部 福祉監査課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）
- (5) この自主点検表は特定福祉用具販売の運営基準等を基調に作成されていますが、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、特定介護予防福祉用具販売についても特定福祉用具販売の運営基準等に準じて（特定福祉用具販売を特定介護予防福祉用具販売に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、網掛けされている部分については指定介護予防福祉用具販売事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定特定介護予防福祉用具販売事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（特定介護予防福祉用具販売の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（４）に従って記入してください。）。

3 根拠法令

「法」	介護保険法（平成９年法律第１２３号）
「条例」	川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２９年川口市条例第７９号）
「予防条例」	川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２９年川口市条例第８４号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）
「平１１老企２５」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平１１厚告９４」	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成１１年３月３１日厚生省告示第９４号）
「平１２老企３４」	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成１２年１月３１日老企３４号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平１８老振 0331011」	福祉用具専門相談員について（平成１８年３月３１日老振発 0331011 号老健局振興課長通知）
「平２１老振 0410001」	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成２１年４月１０日老振発第 0410001 号老健局振興課長通知）
「平２６老発 1212 第１号」	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（平成２６年１２月１２日老発 1212 第１号老健局長通知）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）
「平１１厚令第３７号」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）

介護サービス事業者 自主点検表

目 次

第1	一般原則	．．．．．	1
第2	基本方針	．．．．．	1
第3	人員に関する基準	．．．．．	3
第4	設備に関する基準	．．．．．	5
第5	運営に関する基準	．．．．．	6
第6	変更の届出等	．．．．．	29
第7	その他	．．．．．	30

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
第1 一般原則		
	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 (2) 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 (3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 (4) 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 (5) サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。	☐いる ☐いない 条例第3条第1項 ☐いる ☐いない 条例第3条第2項 ☐いる ☐いない 条例第3条第3項 ☐いる ☐いない 条例第3条第4項 平11老企25第3の1の3(1) ☐いる ☐いない 条例第3条第5項
第2 基本方針		
1 特定福祉用具販売の基本方針	特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	☐いる ☐いない 条例第248条
2 特定介護予防福祉用具販売の基本方針	特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	☐いる ☐いない 予防条例第220条
	※ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生労働省告示第94号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具	法第8条第13項 平11厚告94 平12老企第34

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	及び住宅改修の取扱いについて」(平成 12 年 1 月 31 日 老企第 34 号)において定められた種目となります。 (1) 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。) (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 (3) 排泄予測支援機器 利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、一定の量に達したと推定された際に、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの (4) 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 一 入浴用椅子 二 浴槽用手すり 三 浴槽内椅子 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五 浴室内すのこ 六 浴槽内すのこ 七 入浴用介助ベルト (5) 簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの (6) 移動用リフトのつり具の部分 (7) スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る (8) 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの (9) 歩行補助つえ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る ※ 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。	平 12 老企 34 第 1 の 3

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。	
第3 人員に関する基準		
	※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。 ※ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 ※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)	平11老企25第2の2の(3) 平11老企25第2の2の(4)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ※ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第 1 項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことが可能です。		平 11 老企 25 第 2 の 2 の(1)
1 福祉用具専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で 2 以上配置されていますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 社会福祉士 キ 介護福祉士 ク 義肢装具士 ケ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者	☐いる ☐いない	条例第 249 条 施行令第 4 条第 1 項 準用(平 11 老企 25 第 3 の 11 の 1(1)①) 平 26 老発 1212 第 1 号 平 18 老 振 0331011 第 1 施行規則第 22 条の 31

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされていますが、当該特定福祉用具販売事業者が、特定介護予防福祉用具販売、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。 したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2でもって足りるものです。		準用(平11老企25第3の11の1(1)③)
2 特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員	特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者、福祉用具貸与事業者、介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例第221条第2項
3 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所で福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合	☐いる ☐いない	条例第250条 準用(平11老企25第3の1の1(3))
第4 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保してください。 ※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。	☐いる ☐いない	条例第251条 平11老企25第3の12の2(1) 平11老企25第3の12の2(2)
2 特定介護予防福祉用具販売事業	特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業と特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に		予防条例第223条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
の設備及び備品等	運営されている場合については、特定福祉用具販売事業における設備及び備品等の基準（上記1）を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		
第5 運営に関する基準			
1 内容及び 手続の説明 及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいものです。 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用（第 8 条） 準用（平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(2)） 平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19) ①
2 提供拒否 の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	☐ いない ☐ いる	条例第 258 条 準用（第 9 条） 準用（平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(3)）
3 サービス 提供困難時 の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用（第 10 条） 準用（平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(4)）
4 受給資格 等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用（第 11 条） 準用（平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(5)）
5 要介護認 定の申請に 係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用（第 12 条） 準用（平 11 老

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	企 25 第 3 の 1 の 3(6)) ☐いる ☐いない
6 心身の状況等の把握	サービス提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐いる ☐いない 条例第 258 条 準用(第 13 条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐いる ☐いない ☐いる ☐いない 条例第 258 条 準用(第 14 条)
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐いる ☐いない 条例第 258 条 準用(第 16 条)
9 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	☐いる ☐いない 条例第 258 条 準用(第 17 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(8))
10 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。 ※ 当該証書等には、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	☐いる ☐いない 条例第 258 条 準用(第 18 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(9))
11 サービスの提供の記録	サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者	☐いる ☐いない 条例第 252 条 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(1)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 ※ 記載すべき必要事項は、次にあげるものが考えられます。 ア 特定福祉用具販売の提供日 イ 種目及び品名 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項		
12 販売費用の額等の受領	(1) サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けていますか。 ※ 「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとします。 また、特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の趣旨からは除かれるものです。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。	☐ いる ☐ いない	条例第 253 条 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(2)①
	(2) 上記①の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	☐ いる ☐ いない	平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(2)②③
	(3) 上記(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	
13 保険給付の申請に必要な書類等の交付	特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 ア 当該特定福祉用具販売事業所の名称 イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ 領収書	☐ いる ☐ いない	条例第 254 条

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠	
	エ 当該特定福祉用具のパフレットその他当該特定福祉用具の概要		
14 特定福祉用具販売の基本取扱方針	(1) 特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用（第 236 条）
	(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	
15 特定福祉用具販売の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 255 条 第 1 号
	(2) 福祉用具であって法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具に該当するもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 255 条 第 2 号
	※ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)②
	(3) サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 255 条 第 3 号
	(4) サービスの提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉	☐ いる ☐ いない	条例第 255 条 第 4 号

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※ 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。 ※ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)③
	(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めていますか。 ※ 対象福祉用具に係る サービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供してください。	□いる □いない 条例第 255 条 第 5 号 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)⑤
	(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	□いる □いない □該当なし 条例第 255 条 第 6 号
	(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ (6)及び(7)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、5 年間保存しなければなりません。	□いる □いない □該当なし 条例第 255 条 第 7 号 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)⑦ 条例第 257 条 第 2 項
	(8) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達およびサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	□いる □いない 条例第 255 条 第 8 号 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)④

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
16 特定福祉用具販売計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。 ※ 上記の場合において、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ※ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案してください。 また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	☐いる ☐いない 条例第 256 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)⑥イ 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)⑥ロ
	(2) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	☐いる ☐いない 条例第 256 条第 2 項
	(3) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐いる ☐いない 条例第 256 条第 3 項
	(4) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。	☐いる ☐いない 条例第 256 条第 4 項
	※ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 なお、特定福祉用具販売計画は、5 年間保存しなければなりません。	平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)⑥ハ
	(5) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。	☐いる ☐いない 条例第 256 条第 5 項
	※ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも 1 回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行ってください。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ 電話 装置等の活用 による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライ	平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(4)⑥ニ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	個々の福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。 ※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ カの虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)④） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)⑤）
20 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成してください。 ※ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。 (2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。（ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。） ※ 当該事業所の従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すものとします。 ※ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。	☐いる ☐いない ☐いる ☐いない	条例第 258 条 準用（第 107 条） 平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 101 条） 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(9)②イ 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3(9)②ロ
	(3) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受け	☐いる ☐いない	条例第 245 条 準用（第 107 条第 4 項） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(5)④）

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	るものも含まれることに留意してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)		
21 業務継続計画の策定等	(1) 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第 30 条の 2	☐いる ☐いない	条例第 258 条 準用（第 31 条の 2） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 2 の 3(7)①、②）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 ア 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） - c 他施設及び地域との連携	
	(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生	☐いる ☐いない 準用（平11老企25第3の2の3(7)③、④）

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
22 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 ※ 特定福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は、常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。 また、福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、特定福祉用具に関する必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める自己研鑽の努力義務が設けられています。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用(第 240 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(6))
23 特定福祉用具の取扱種目	利用者の身体状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用(第 241 条)
24 衛生管理等	(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用(第 32 条)
	(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(23))
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができます)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っていますか。 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしま	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	準用(平 11 老企 25 第 3 の 2 の 3(8)②)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	す。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠	
	です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
25 掲示及び目録の備え付け	(1) 指定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この項目において「重要事項」という。）を掲示していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用（第 243 条）
	(2) 指定福祉用具販売事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具販売事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 指定福祉用具販売事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(4) 指定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	☐ いる ☐ いない	
26 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用(第 34 条)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(25)②)
	※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。		
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	☐ いる ☐ いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 (4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」（平成 16 年 4 月 2 日）閣議決定。以下「基本方針」という。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。	□いる □いない	準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25)③) 個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平 29. 4. 14 厚労省)
27 広告	事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。	□いない □いる	条例第 258 条 準用(第 35 条)
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□いない □いる	条例第 258 条 準用(第 36 条)
29 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※ 必要な措置とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。	□いる □いない	条例第 258 条 準用(第 37 条)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(28)①)
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。記録は5年間保存してください。	□いる □いない 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(28)②)
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	□いる □いない
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善内容を報告していますか。	□いる □いない
30 地域との連携	(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。 (2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点	条例第 258 条 準用(第 38 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(29)) □いる □いない

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。		
31 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	☐ いる ☐ いない	条例第 258 条 準用(第 39 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(30))
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければなりません。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、これにより賠償すべき損害があるときは、速やかにその損害を賠償していますか。 ※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	☐ いる ☐ いない	
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
32 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①～④に掲げる措置を講じていますか。 ※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 3 条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 39 条 の 2) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(31))

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。	
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます）を定期的開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っていますか。 ※ 委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。 ※ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限りません。個別の状況に応じて慎重に対応してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要です。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	□いる □いない 準用（平11老企25第3の1の3(31)①）
	② 虐待の防止のための指針を整備していますか。	□いる □いない

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)②）
	③ 相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	☐ いる ☐ いない	準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)③）
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)④）
	(2) 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 （高齢者虐待に該当する行為） ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	☐ いる ☐ いない	高齢者虐待防止法第 5 条 高齢者虐待防止法第 2 条

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	す。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、被保険者証に関するもの及び下記(2)に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるものとされているものは、上記①及び②に準じた方法により行います。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法により行っていますか。 ① 電磁的方法による交付は、次の規定に準じた方法により行います。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの (一) 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (二) 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項規定の重要事項を、電気通信回線を通じ利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ※ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。 ※ 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織	☐いる ☐いない ☐該当なし	条例第 259 条 平 11 厚令 37 第 217 第 2 項 平 11 老企 25 第 5 の 2

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	をいいます。 ウ 事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 (一) ①ア及びイの方法のうち事業者が使用するもの (二) ファイルへの記録の方式 エ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 (なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。) ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 (なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。) ④ その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法により行います。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
(予防) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
1 特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	(1) 特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※ サービスの提供にあたっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	☐ いる ☐ いない	予防条例第229条第1項 平11老企25第4の3の10(1)
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	予防条例第229条第2項
	(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることが目的とするものであることを常に意	☐ いる ☐ いない	予防条例第229条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	識していますか。		
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができ るような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 229 条第 4 項
2 特定介護 予防福祉用 具販売の具 体的取扱方 針	(1) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 230 条第 1 号 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10 (2)
	(2) サービスの提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 230 条第 2 号
	(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 230 条第 3 号
	※ 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供してください。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士指定介護予防支援事業所の担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の場合にあっては、介護支援専門員。以下同じ。）、介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から 遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10 (2)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(4) サービスの提供に当たっては、販売する 特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等 に関し、点検を行っていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 230 条第 4 号
	(5) サービスの提供に当たっては、利用者の 身体の状態等 に応じて 特定介護予防福祉用具の調整 を行うとともに、当該 特定介護予防福祉用具の使用 方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に 実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導 を行っていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 230 条第 5 号 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10 (2)③
	※ 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。	
	※ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該 特定介護予防福祉用具の製造事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者等 の作成した取扱説明書をいいます。	
	(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供 に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 230 条第 6 号
	※ 対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供してください。	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10 (2)⑤
	(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供 に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等 を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし 予 防 条 例 第 230 条第 7 号
	(8) 身体的拘束等 を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし 予 防 条 例 第 230 条第 8 号
	(9) 介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じて いますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 230 条第 9 号
3 特定介護予防福祉用具販売計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成 していますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 231 条第 1 項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	※ 上記の場合において、特定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。	
	※ 特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10(3)①
	(2) 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	□いる □いない 予 防 条 例 第 231 条第 2 項
	(3) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない 予 防 条 例 第 231 条第 3 項
	(4) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。	□いる □いない 予 防 条 例 第 231 条第 4 項
	※ 特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、5 年間保存しなければなりません。	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10(3)③
	(5) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。	□いる □いない 予 防 条 例 第 231 条第 5 項
	※ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも 1 回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行ってください。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 10(3)④
第 6 変更の届出等		
	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10 日以内に市長に届け出していますか。	□いる □いない 法 第 75 条第 1 項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠	
	定め、職員に周知していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他（ ）	☐ いる ☐ いない	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	